

報告書の利用に当たっての留意事項について

制定：令和3年2月19日版
NITE バイオテクノロジーセンター

試験機関から発行された報告書の利用に当たっての留意事項は以下のとおりです。

【評価内容について】

- ・評価内容についての全責任は、契約当事者である事業者と試験機関に帰属し、NITE バイオテクノロジーセンターは如何なる責任も負いません。

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律について】

- ・光触媒抗ウイルス加工製品について「新型コロナウイルス」など特定のウイルス名を表示することで医薬品等のような効果効能を謳うことはできません（未承認の医薬品等の広告とみなされ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第68条に抵触するおそれがあります。）。

【報告書の複製・配付、ウェブサイト掲載について】

- ・試験機関の承認がある場合を除き、報告書の一部だけの複製・配付、報告書の一部だけを抜粋してのウェブサイト掲載はできません。
(薬機法に抵触しない範囲で、報告書の全ページをウェブサイトに掲載することは問題ありません。)